資　料　４

# 国における空港経営改革の検討状況について
# （国土交通省から聴取した内容）

## １．法案の検討状況について

### （１）法案の位置付け

○　国管理空港等について、ＰＦＩ法の公共施設等運営権制度（公共施設の運営を民間事業者に委ねることを可能とする制度）を活用できるようにするための所要の措置を講じるもの。

○　法案ついては、今通常国会への提出を目指している。

### （２）法案に盛り込むことが検討されている事項

①　国は、国管理空港等の運営における民間活用について、基本方針（「空港運営のあり方に関する検討会報告書」において、国が策定することとされた「空港経営改革の実行方針」）を定める。

（**国の空港経営改革に対する基本的な考え方は、この「基本方針」に定められる予定であり、「基本方針」を策定する際には、事前に地方自治体などの関係者から意見を聴くことになっている。**）

②　ＰＦＩ法の公共施設等運営権制度を活用して、民間事業者に国管理空港（※）の運営が委託される場合には、航空法の空港保安管理規程や空港法の空港供用規程の策定、着陸料の届出などを当該民間事業者に義務付ける。

※共用空港については、民間委託される対象として、民航地区部分を想定。

③　地方管理空港等についても、地方自治体の判断により、ＰＦＩ法の公共施設等運営権制度を活用し、空港の運営を民間事業者に委ねる場合には、航空法の空港保安管理規程や空港法の空港供用規程の策定、着陸料の届出等を当該民間事業者に義務付ける。

④　国は、国管理空港においてＰＦＩ法の実施方針を定める場合には、各空港に設置されている空港法第１４条の協議会の意見を聴く。

⑤　国は、①の基本方針等に基づいて、運営を委託する空港や民間事業者の選定を行う。

⑥　空港機能施設事業者の指定を新たに行う場合には、①の基本方針に適合することを要件とする。

## ２．今後の想定スケジュールについて

平成２４年度　・空港経営改革の実行方針（基本方針）の策定
　　・マーケット・サウンディングの実施
　　※マーケット・サウンディングを通じて、国管理空港の民間への運営委託について、民間事業者、地方自治体等の幅広い関係者から、具体的な提案を募集する。
　　※平成２４年度予算案にマーケット・サウンディング等の実施に係る経費を計上。

平成２５年度　個別の国管理空港ごとに、民間への運営委託手法について検討

平成２６年度　国管理空港について、民間への運営委託の公募を開始